

2017-03-20 作成版

プレ模範議会2017 in 参議院  
体験プログラム資料

平成29年3月21日

白鷗大学法学部岡田順太研究会  
立正大学法学部岩切大地研究会  
SFC 模範議会プロジェクト2017

## <Time Table>

12 : 45 東京メトロ有楽町線永田町駅（1・2番出口改札口）集合

13 : 00 参議院参観

14 : 30 模範議会 in 参議院（体験プログラム）

16 : 30 解散（予定）

## <Contents>

- ① 進行表
- ② 委員会座席表
- ③ 役割分担表
- ④ 委員長用台本
- ⑤ 趣旨説明文
- ⑥ 質疑答弁集
- ⑦ 反対討論文
- ⑧ 賛成討論文
- ⑨ 附帯決議案
- ⑩ 附帯決議に対する政府発言
- ⑪ 議長用台本
- ⑫ 委員長報告
- ⑬ 反対討論文

※ 法律案及び関連資料は、以下のページを参照してください。  
<http://web.sfc.keio.ac.jp/~junta/pub/gikai/170321gikai/index.html>

2017-03-20 作成版  
※当日は最新版を持参してください。

## ① プレ模範議会 2017 進行表

議案：世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案（第 193 回国会閣法▲▲号）

### ○ 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会

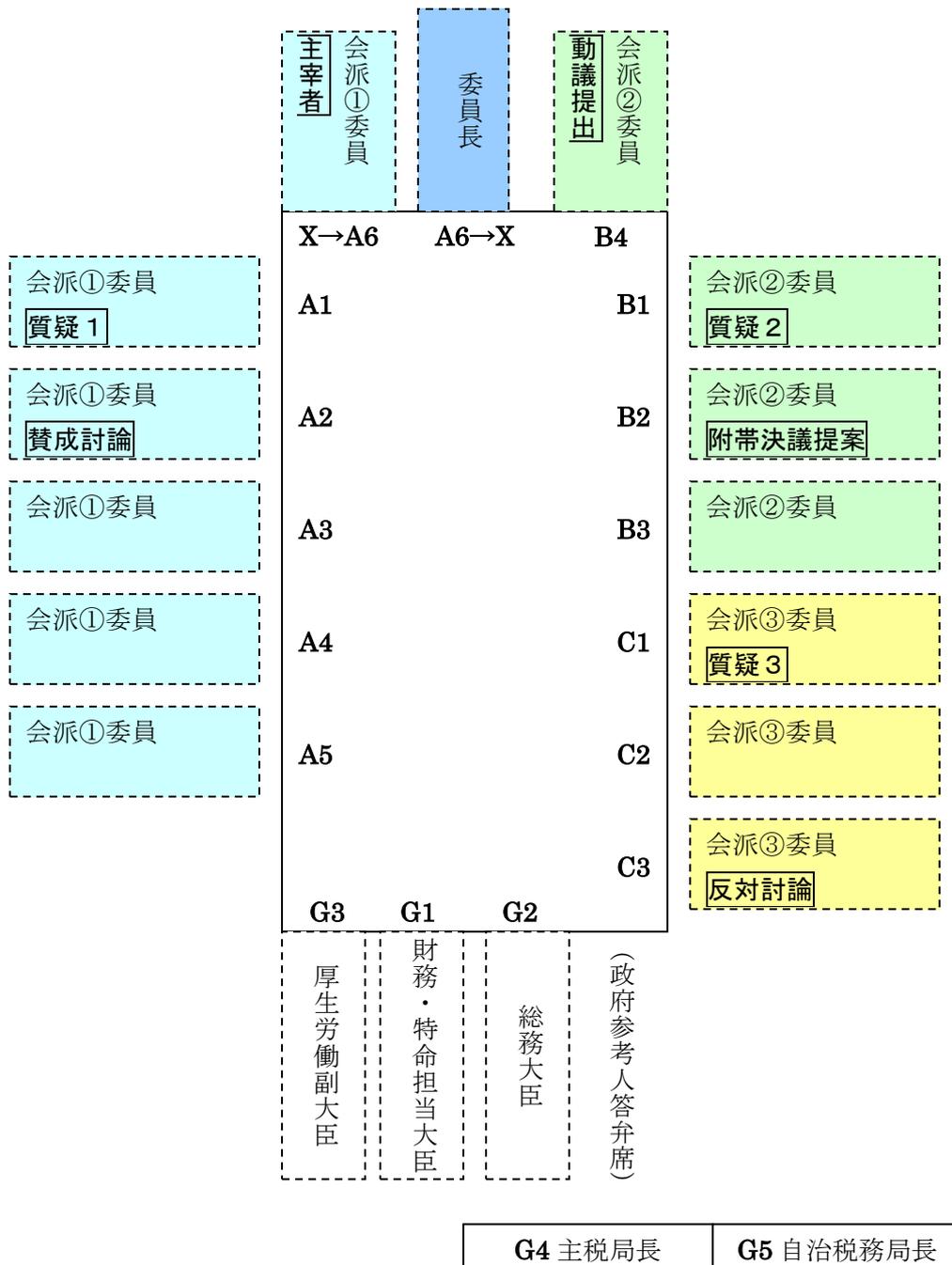
事 項	担当会派	担当者名	所 要
開議宣告・委員長選任	主宰者	A6	10分
〃	動議提出者	B4	
挨拶	委員長	X	
理事選任	委員長	X	
政府参考人出席要求	委員長	X	
趣旨説明	財務大臣	G1	
質疑①	会派①	A1	30分
質疑②	会派②	B1	
質疑③	会派③	C1	
討論（反対）	会派③	C3	5分
討論（賛成）	会派①	A2	5分
採決	委員長	X	10分
附帯決議	会派②	B2	
政府からの発言	財務大臣	G1	
審査報告書作成承認・散会宣告	委員長	X	
計			60分

<答弁者>財務大臣兼内閣府特命担当大臣（社会保障・税一体改革担当）（G1）、総務大臣（G2）、厚生労働副大臣（G3）、財務省主税局長（G4）、総務省自治税務局長（G5）

### ○ 参議院本会議

事 項	担当会派	担当者名	所 要
開議宣告	議長	Y	7分
委員長報告	委員長	X	
討論①（反対）	会派③	C2	10分
採決	議長	Y	3分
散会宣告	議長	Y	
計			20分

## ② 委員会座席表



※ 当日、変更する場合があります。

### ③ 役割分担表

#### ○ 委員会

(委員長)	X	[	]	君
(質疑者)	A1	[	]	君 (会派①)
	B1	[	]	君 (会派②)
	C1	[	]	君 (会派③)
(反対討論)	C3	[	]	君 (会派③)
(賛成討論)	A2	[	]	君 (会派①)
(附帯提案)	B2	[	]	君 (会派②)
(主宰者)	A6	[	]	君 (会派①)
(動議提出)	B4	[	]	君 (会派②)
(発言無し)	A3	[	]	君 (会派①)
	A4	[	]	君 (会派①)
	A5	[	]	君 (会派①)
	B3	[	]	君 (会派②)
	C2	[	]	君 (会派③)

(答弁者) 財務大臣兼内閣府特命担当大臣 (社会保障・税一体改革担当)

	G1	[	]	君
総務大臣	G2	[	]	君
厚生労働副大臣	G3	[	]	君
財務省主税局長	G4	[	]	君
総務省自治税務局長	G5	[	]	君

#### ○ 本会議

(議長) 議長	Y	[	]	君
(委員長) 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会委員長				
	X	[	]	君
(政府) 財務大臣	G1	[	]	君 ※発言なし
(討論者) 議員	C2	[	]	君 (会派③)

#### ④ 委員長用台本

※主宰者・委員長は、役割分担表をもとにカッコ内の空欄に予め氏名を書き込んでおく。

[A6 は委員長席に、委員長 (X) は A6 の席に着席]

○A6 君 (主宰者)

ただいまから、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会を開会いたします。

本院規則第 80 条により、年長のゆえをもちまして私が委員長の選任につきその議事を主宰いたします。これより委員長の選任を行います。

つきましては、選任の方法はいかがいたしましょうか。

[B4 君、「はい」と呼びながら挙手]

○A6 君 [B4 ] 君。

○B4 君 委員長の選任は、主宰者の指名に一任することの動議を提出いたします。

○A6 君 ただいまの [B4 ] 君の動議に御異議ございませんか。

[委員全員「異議なし」と呼ぶ]

○A6 君 御異議ないと認めます。

それでは、委員長に [X ] 君を指名いたします。

[全員拍手、X は委員席に着席]

[委員長、起立]

議事に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま皆様の御推挙により委員長の重責を担うことになりました [X ] でございます。本委員会の公正かつ円満な運営に努め、その重責を果たしてまいりたいと存じます。皆様方の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

[全員拍手、委員長着席]

ただいまから理事の選任を行います。

本委員会の理事の数は 3 名でございます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

[委員全員「異議なし」と呼ぶ]

御異議ないと認めます。それでは、理事に [A6 ] 君、[B4 ] 君及び [C2 ] 君を指名いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案」の審査のため、本日の委員会に

財務省主税局長〔G4〕君及び

総務省自治税務局長〔G5〕君

を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ありませんか。

〔委員全員「異議なし」と呼ぶ〕

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

※以下、答弁者の呼び方

- ・ ○○財務大臣
- ・ ○○総務大臣
- ・ ○○厚生労働副大臣
- ・ ○○主税局長
- ・ ○○自治税務局長

(○○は姓のみ)

「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案」を議題と致します。

政府から趣旨説明を聴取いたします。

〔G1 (姓のみ)〕財務大臣兼内閣府特命担当大臣。

(〔 G1 〕君「委員長」と呼び、挙手)

〔G1 (姓のみ)〕財務大臣。

〔G1 から趣旨説明〕

以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

質疑のある方は順次御発言願います。

(〔 A1 〕君「委員長」と呼び、挙手)

〔A1〕君。(その他の会派①委員、拍手。)

※ 質疑中は、発言者(委員・答弁者)にいちいち挙手させ、それを指名する。

〔※ 予定の時間を過ぎているのに質疑を続ける委員がいる場合の発言  
○○○○君、時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。〕

〔※ 不規則発言でうるさいとき。  
静粛に願います。〕

〔※ 質疑者・答弁者が勝手に発言をしているとき。〕

〇〇君に申し上げます。発言は、委員長の許可を得てからに願います。

(質疑者「終わります」と呼ぶ。その他の会派①委員、拍手。)

以上で〔A1 〕君の質疑は終了いたしました。

---

次に、〔B1 〕君。(その他の会派②委員、拍手。)

※ 質疑中は、発言者(委員・答弁者)にいちいち挙手させ、それを指名する。

(質疑者「終わります」と呼ぶ。その他の会派②委員、拍手。)

以上で〔B1 〕君の質疑は終了いたしました。

---

次に、〔C1 〕君。(その他の会派③委員、拍手。)

※ 質疑中は、発言者(委員・答弁者)にいちいち挙手させ、それを指名する。

(質疑者「終わります」と呼ぶ。その他の会派③委員、拍手。)

以上で〔C1 〕君の質疑は終了いたしました。

---

他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

---

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

---

(〔 C3 〕君、「委員長」と呼び、挙手)

〔C3 〕君。

(〔 C3 〕君反対討論、その他の会派③委員、始めと終わりに拍手)

---

(〔 A2 〕君、「委員長」と呼び、挙手)

〔A2 〕君。

(〔 A2 〕君賛成討論、その他の会派①委員、始めと終わりに拍手)

---

他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

---

[厚生労働副大臣は一礼して退席。委員長は自席に戻るのを待つ。]

---

これより「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案」について採決に入ります。本案に賛成の方の挙手を願います。

[会派①・②委員挙手、会派③委員挙手せず「反対」と呼ぶ。]

---

多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。〔大臣は起立し、一礼。会派①・②委員拍手。〕

---

この際、〔B2 〕君から発言を求められておりますので、これを許します。  
（〔 B2 〕君挙手）

〔B2 〕君。  
（〔 B2 〕君附帯決議案文朗読）

---

ただいま〔B2 〕君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

---

〔委員全員挙手〕

全会一致と認めます。よって、〔B2 〕君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、〔G1（姓のみ） 〕財務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。〔G1（姓のみ） 〕財務大臣。  
〔大臣発言〕

---

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔委員全員「異議なし」と呼ぶ。〕

---

御異議ないと認め、さよう決定いたします。  
本日はこれにて散会いたします。

## ⑤ 発議者の趣旨説明文

ただいま議題となりました「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案」につきまして、提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国の直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、消費税率の引き上げを行うとともに、従来から指摘される個人並びに家庭の所得額に逆進性をはらむ消費税の性格を鑑み、これを軽減させるための措置として消費税制に累進課税方式を導入するために消費税法及び地方税法について所要の改正を行うため本法律案を提出した次第であります。

以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、消費税法を改正して、消費税に累進課税制度を導入し、課税標準となる取引金額が千円以下の場合は消費税率を100分の4、千円を超え1万円以下である場合は100分の6.3、及び、1万円を超える場合は100分の8とすることとしております。

第二に、地方税法を改正して、前述いたしました三区分に対応した地方消費税率をそれぞれ4分の1、63分の17及び8分の2とすることとしております。

第三に、課税標準となる取引単位につきまして、全取引段階を通じた適正かつ明確な課税を実現すべく、税率記載の明示と記録を義務化するため、いわゆるインボイス制度の整備をはかることとしております。

このほか、消費税率の引上げ及びインボイス制度の導入を円滑に行うための所要の措置を講ずる旨の規定を設けることとしております。

以上が、本法律案の概要でございます。なにとぞ慎重にご審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

## ⑥ 質疑答弁集（質疑者 1～3）

### ※ 質疑を行う上での注意 ※

#### <質疑者>

- ・ 発言には、委員長の許可が必要です。
- ・ 「委員長」と手を挙げて呼び、指名されたらその都度起立して、質疑を行います。
- ・ 最初の質疑の冒頭には、「〇〇党の××です。」と自己紹介をし、最後の質疑が終わったら、「終わります。」と言います。
- ・ 答弁を聞いている最中は着席します。
- ・ 発言の都度、委員長に発言の許可を求めてください。
- ・ 必ずしも台本を一字一句読む必要はありません。趣旨が伝われば、適宜、アレンジして構いません。

#### <答弁者（政府）>

- ・ 発言には、委員長の許可が必要です。
- ・ 「委員長」と手を挙げて呼び、指名されたらその都度起立して、発言を行います。ただし、政府参考人・参考人は発言者席まで移動して立ったままで答弁し、発言を終えたら自席に戻ります。
- ・ 答弁の冒頭には「お答えします」と言うといいです。
- ・ 法案を審議して頂いている立場なので、答弁は懇懇な態度で、丁寧な言葉で行うようにしましょう。
- ・ 待機中も姿勢正しく行儀良くしていきましょう。
- ・ 野次や拍手、採決の際の挙手などをしてはいけません。
- ・ 政治家（大臣・副大臣・政務官）と官僚（政府参考人）とは異なる立場ですので、その点を注意しましょう。

#### <発言者以外の委員>

- ・ 委員長が「ご異議ありませんか」と言った場合は、大きな声で「異議なし」と言います。
- ・ 仲間の議員の発言には、適宜、拍手で賛同を示したり、「そうだ」などと合いの手をいれたりします。
- ・ 立場の異なる議員や答弁者には、容赦なく野次を飛ばしましょう。
- ・ 野次にも節度が必要です。個人を誹謗中傷するようなものは避けましょう。

## 会派① えいやあ党 質疑

えいやあ党の〔A1 〕です。大臣をはじめとして、関係者の方々  
はご苦労様です。

### ○ 法案提出の背景

早速ですが、本法案を提出された背景についてご説明下さい。

#### (財務大臣)

急激な少子高齢化社会を迎えまして、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するべく安定財源の確保及び健全化を同時に達成することは、政策の最優先課題となっております。戦後のシャープ勧告以来、所得税を中心にした基幹税は、累進税率を高めておまして、今後もこのようないわゆる「垂直的な税」だけで、社会保障に対応できるかといえば、限界が見えてきております。その意味で全世代対応型と申しますか、消費税を基幹税として、広く浅く国民の皆さまにご負担頂く「水平的な税」で高齢化社会を支えていくことが望ましいと考える次第であります。

そこで、社会保障の安定財源として消費税率の引上げが不可避であることは、諸外国の例からも明らかになっております。ただ、ご案内の通り、消費税には逆進性の問題を抱えておりますので、これを軽減させるための措置として累進課税方式を導入することとしたものでございます。

基本的な質問で恐縮ですが、逆進性に関して改めてご説明ください。

#### (財務省主税局長)

お答えいたします。

消費税の逆進性についてのご質問でございますが、一般的に消費税率が上がることで、低所得者ほど収入に対する食料品などの生活必需品購入費の割合が高くなり、高所得者よりも税負担率が大きくなるということを指すものと承知しております。

以上でございます。

要するに、同じ消費税率だと、100円の大根を買っても、100万円のダイヤモンドを買っても同じ税率であるが、ダイヤモンドは贅沢品で買わなくてもよいけれども、大根をはじめとする食料品は買わざるを得ない。そんなことで、所得の低い世帯ほど消費税率を上げることのダメージが大きい。そういう理解でよろしいでしょうか。また、一般論として、逆進性を是正するための具体的制度には、こういったものが考えられますか。

#### (財務省主税局長)

お答えします。

ご指摘の通りでございますが、所得による税の負担感の違いを是正し、公平性の確保された税制が求められるということでございます。

逆進性の是正方法についてのおたずねでございますが、一般的な制度としては2つのものが挙げられます。一つは、所得の低い世帯に対して、財政的な補てんを行う方法で、も

う一つは、食品等の生活必需品に対して低い消費税率を適用すること、この 2 つが言われるところでございます。

以上でございます。

低所得者への給付と軽減税率の適用というのが一般的な仕組みのようですが、それぞれ欠陥を抱えていると言われます。その辺について、ご説明ください。

(財務省主税局長)

お答えいたします。

まず、低所得者への給付ということでございますが、政府といたしましては、金融資産など個人資産の全てを完全に把握することは困難な状況でございます。この点が是正されませんと、実際は裕福な世帯にも給付をしてしまうということになりかねません。また、どの段階をもって「低所得者」といえるのか線引きは難しいところであり、また、そこまで低所得ではないとしても生活は苦しいという世帯からの不公平感は是正されません。

軽減税率につきましても、どの品目を課税対象とするのか判断が難しいというのは、諸外国の実例を見ましても明らかでございます。例えば、同じ食料品でも、店内で食べれば課税、持ち帰れば非課税という仕組みについて、公平な制度であるのご理解頂くのはなかなか難しいのではないかとと思われるところでございます。

以上でございます。

軽減税率は諸外国でも導入されていますが、不公平感を払しょくできないばかりか、制度が複雑になって国民の不満が増えるおそれの方が大きいように思います。そこで、本法律案のように、消費税の累進課税を採用すれば、安いものは低い税率、高いものは高い税率となりますので、非常に画期的だと思いますが、大臣いかがでしょうか。

(財務大臣)

お答えいたします。

委員のご指摘の通りでございます。軽減税率は、家で料理するためにキャビアを買ったら非課税で、店内の立ち食い蕎麦は課税されるというおかしな仕組みと言われておりますし、生活に必要なだということで、新聞まで非課税にしようという議論もあります。これでは不公平感を除去できません。

そこで、取引の金額に応じて、10%、8%、5%と三段階の税率を用意いたしまして、高額な物品については現在より高い 10%の消費税をご負担頂く一方で、食料品や日用品などの生活必需品については、現行の 8%か、場合によっては現行より低い 5%のご負担で済むようにして、必要な部分にまで消費行動の抑制が及ばないように配慮しております。

取引金額に応じて税率を変更するということがありますが、実際の取引を着実に把握するための方策についてご説明ください。

(財務大臣)

お答えいたします。

現在の帳簿方式を改めまして、適用税率や税額など法定の記載事項を記した書類である「インボイス」を発行することとしまして、適正かつ公平な税の徴収に努めるようにいたしました。なお、インボイス方式の導入そのものが義務化される訳ではございませんで、現在の帳簿方式も継続できることとなっておりますが、その場合も必ず適用税率の記載を義務付けることとしております。

インボイス方式の導入で事業者に過大な負担を求めることになりませんか。

(財務省主税局長)

お答えいたします。

帳簿方式によりますと、一事業期間内に事業者が消費者からお預かりしている税について正確な金額の把握が困難となります。現在は、税込みの売上高から同じく税込みの仕入れ高を差し引きまして、税率を乗じた額を控除する方式により納税額をある種推定することにより納税をお願いしている状況でございます。このため、複数の税率を用意するためには、インボイス方式ないし各取引における帳簿において適用税率を記載する方式が不可欠ということになります。現在、地方公共団体が行っております宿泊税のような特定の税目については、帳簿方式に乗りながら宿泊額に応じた課税がなされておまして、取引時における多少の手間がかかることは想定されますが、過大な負担は回避できるものと考えております。

また、事業者がインボイス方式を導入するという一方で、設備等の初期費用がかかることも考えられますが、帳簿方式の継続も可能でございますので、その点で負担を強要するものではございません。消費者が納税する消費税をお預かり頂いているということで、公平かつ公正な税の徴収にご協力頂きたいと考えております。

以上でございます。

従来の免税対象事業者の措置も継続されるとお聞きしておりますので、そうした細かい配慮もよろしく申し上げます。

## ○地方税収における消費税の意義

さて、高度経済成長から安定低成長の時代に入ってまいりまして、国民が広く浅く負担する消費税が安定財源としてますます重要な税収になってくるかと思っております。これは地方を支える税収という面でもいえることかと思っております。最近の地方税収の状況についてご説明ください。

(総務省自治税務局長)

お答えいたします。

まず、平成 26 年度における国税と地方税を合わせ租税として徴収された額は 94 兆 6,347 億円でございますが、租税を国税と地方税の別で見ますと、国税 57 兆 8,492 億円に対しまして、地方税 36 兆 7,855 億円と、租税総額に占める国税と地方税の割合は、国税 61.1% 地方税 38.9% となっております。また、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金を国か

ら地方へ交付した後の租税の実質的な配分割合は国 39.5%、地方 60.5%となっております。

税収のうち、地方消費税は 3 兆 1,064 億円でございます。前年度と比べると地方税全体で 4.0%の増となっているなかで、17.2%増となっております。地方税総額に占める割合で見ますと、地方消費税の構成比は前年度の 7.5%と比べると 0.9 ポイント上昇の 8.4%となっております。

以上でございます。

ご説明頂いたように、消費税が地方税を支える柱の一つとなっているようですが、今後もそうした流れになるのか、見通しをお聞かせ頂ければと思います。

(総務大臣)

お答えいたします。

今後の見通しということで、断定したことは申し上げられませんが、やはり地方消費税が地方財政を支える大きな柱になっているものと考えられます。

ただ、財源のバランスということも重要でございますので、財務当局とも連携をはかりつつ、様々な角度から勉強させて頂ければと考えております。

財源という点で、消費税率の引上げで消費が冷え込んで困る訳です。少し家計に与える影響について考えてみたいのですが、まず生活必需品に対する支出がどの程度であるのか、一般的な家計について把握している数字でお答えください。

(総務大臣)

生活必需品の定義にもよりますので、一概に申し上げるのは難しいところですが、私どもの統計局によります家計収支結果をもとにお答えさせて頂ければと思います。

まず、食料品でございますが月平均 4 万円、水道・光熱費が同じく 8000 円、家具や家事用品費が 4000 円、交通・通信費が 3 万 2000 円、被服費が 1 万 2000 円、交際費その他の経費が 6 万 2000 円となっております。

そうすると、1 万円を超えない費目については、家計にとって現状維持か負担軽減になるということだと思います。また、それ以外の費目についても、工夫次第で税額が軽減されるということになるかと思えます。塵も積もれば山となるので、これを別の消費に回して頂ければ個人消費の拡大も期待できるという、そのような理解でよろしいでしょうか。

(財務大臣)

ご指摘のような効果が期待されるというのは、大筋で同意するところでございますが、政府といたしましては、デフレ脱却に向けて政策を総動員して参りたいと考えているところでございます。

必ずしも負担の増加だけではないという点について、国民の皆さまへの周知をお願いいたします。

## ○社会保障と税の一体改革に向けた政府の取り組み

最後に、この法案と国民年金制度改革との関係についてのお考えを政府からお聞きしたいと思います。

(厚生労働副大臣)

お答えいたします。

先般、平成 24 年でございますが、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のため、国民年金法等の一部を改正する法律を国会でご審議頂き、お認め頂いた経緯がございます。特に、公的年金制度を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、基礎年金の国庫負担割合 2 分の 1 の維持と恒久化が不可欠であり、税制の抜本的な改革により、安定した財源を確保して基礎年金の国庫負担割合を 2 分の 1 とする必要があります。その財源として消費税が欠かせないところでございまして、ただいまご審議頂いている法案は、まさにそうした公的年金制度を財源の面で支える基礎になるものと認識しております。

よろしく申し上げます。安心できる社会保障のために消費税が不可欠であるということの理解が広まるように、取り組んで頂きたいと思っております。

以上で終わります。

会派② グラニュー党 質疑

グラニュー党の〔B1 〕です。本日はよろしく申し上げます。

○ 消費税率と地方税

先ほど、社会保障との関連で質問が出ましたが、平成 24 年の社会保障制度改革と消費税率の引上げは、まさに一体で行われることとなっております。このことと本法案の関係について改めてご説明ください。

(財務大臣)

世界経済が直面するリスクを関係諸国が一体となって回避するために消費税率の 10%への引上げを平成 31 年 10 月までに再延期することといたしまして、昨年 11 月に国会で改正法をお認め頂いたところでございます。

ただ、景気回復が不透明な状況や、軽減税率導入の議論が難航している状況に鑑みまして、景気の足を引っ張らないかたちで消費税を安定財源とするために、消費税の累進課税制度を導入することとしたものでございます。社会保障財源の確保は急務でございますので、この法案をお認め頂いて、安心できる社会保障制度の構築を進めて参りたいと考えております。

社会保障の充実と安定化とともに財政健全化の両立を目指してこれまで進めてきました社会保障と税の一体改革の旗は下ろすべきではありません。

先般の税率引上げの再延期によりましても、保育の受皿 50 万人分の確保、また介護職員等の処遇改善、これに関しましては可能な限りの社会保障の充実を実施するとされておりまして、その費用については安定した財源の確保が重要でございます。

この地方負担分の財源確保に関しまして、大臣の認識を伺いたいと思います。

(総務大臣)

消費税率引上げ時期の延期に伴って、予定されていた引上げ分の地方消費税収の歳入は得られなくなりますけれども、地方団体が地域に必要な行政サービスを確実に提供しながら安定的な財政運営が行えますように、年末の地方財政対策において地方交付税を始めとした地方の一般財源総額をしっかりと確保できるように取り組んでまいりたいと存じます。

どうぞよろしく申し上げます。

地方消費税の関係では是非取り組んでいただきたいのが清算基準の見直しでございます。地方消費税の清算といいますのは、本来、地方消費税の最終負担者は消費者でありますので、地方消費税もこの最終消費地の自治体に納められるべきものであるわけですが、この消費税というのは、消費段階以外にも生産、流通の各段階で付加価値を発生させた企業等の本店の所在都道府県に払い込まれるということになりますので、この最終消費地の自治体と税金が払い込まれる自治体がずれるということで、これを修正するために清算が必要というわけでございます。

この点につきましては総務省も問題意識を持っていただいているようですが、今後、この地方消費税の清算基準をいつまでにどういうふうに見直そうとされているのかを伺いたいと思います。

(総務省自治税務局長)

お答えいたします。

ただいま御紹介いただきましたとおり、地方消費税、これは最終消費者が実質的な負担者となる消費型の付加価値税でございます。税収を各都道府県間で清算ということがそのためには必要になりまして、税の帰属地とそれから最終消費地とを一致をさせる、そういう仕組みになっておるわけでございます。

この清算の基準に用いる統計に関して、今御指摘ありましたような、消費の場所とは関係なく事業者の所在地にデータが計上される、そういったものだと考えられる業種がございまして、それにつきまして、そのまま数値を用いた場合には地方消費税の的確な帰属を図り難いと考えられます。このため、先ほども御紹介ありましたけれども、近年拡大しております通信・カタログ販売及びインターネット販売につきまして、平成29年度に新たな商業統計にデータ更新をしようと考えておりますけれども、そちらに用いる、基準に用いる数値の方からは今の御指摘のようなものについては除外をするということを検討しております。今後、税制調査会で御議論いただくことになるものと考えているところでございます。

以上でございます。

この問題は、本来、これは偏在是正の問題ではなくて、単に税収を帰属させるべき自治体に帰属させるという取組であるというのは私も認識しておりますけれども、結果的には大都市圏に集中する税収の偏在を是正することにもつながるといふふうに思いますので、是非しっかり取り組んでいただきたいと、このように思う次第でございます。

## ○ プライマリーバランスと被災者支援

次に、2020年度までのプライマリーバランスの問題に移ります。基礎的財政収支の黒字化をしっかりと、債務残高の対GDP比率を引き下げることが、まさに国際社会からの我が国の信認を得るためには極めて重要なことであります。そのためには、消費税率の引上げを円滑に実施できるようにしていくことが重要であります。

しかし一方で、やはり歳出の見直し、出る方もしっかりと見直さなきゃいけないというふうに思っています。歳出については、単なるばらまきではなくて、その社会保障の中身、費用についてもしっかりと精査することが必要だろうと思います。財政というのは、まさに「入るを量りて出づるを制する」、いかに出るところもしっかりと見極めてやっていくかと、これを是非お願いしたいと思いますが、財務省としてはどのように取り組んでいかれるのでしょうか。

(財務大臣)

委員が引用されました「入るを量りて出ざるを制する」というのは、儒学の聖典である四書五経のうち、礼記（らいき）の中国古代の理想とされた政治制度のあらましが記録された王制編が出典であるということで、均衡財政の重要性を説いた言葉でございます。財務省の中では比較的共有されている言葉だというふうに聞いております。けれども、経済は生き物でありますので、経済を殺すようなことがあってはいけなし、生産性の向上を同時に図っていかねばいけないと考えております。

長期にわたって赤字が継続している我が国の財政、それからその大部を占めている社会保障制度は、このままでは立ち行かないということがもう明らかであるわけでございます。経済・財政再生計画の枠組みの下で、2020年度のプライマリーバランス黒字化に向けて改革工程表に基づいてしっかりと社会保障の改革を進めていく、徹底的な重点化、効率化を図っていくという努力を継続していくことと、消費税率の引上げということが入るを量るところでもはっきりしているところでございます。

一方で、入るを量る部分で、なかなか給付が増えても先ほど保険料も横ばいだという話もございましたけれども、増えたときにはやっぱり入るを併せて量っていかねばいけないのではないかという問題意識も持っております。

それから、歳出改革、これは進捗状況をしっかり評価して、更なる措置が必要であればそれもしっかり検討していかねばならないというふうに思っております。社会保障だけでなくいろいろな財政需要がある中で、この部分が財政の非常なおもしになっていることは明らかでございますので、また御指導をいただきながら頑張っていきたいと考えております。

そこで、被災者と消費税について質問させていただきます。

10%への増税というのは、これからの被災者の生活となりわいの再建にとって重大な障害になるというふうに思うわけです。

昨年の主な災害として14もの雪害、地震、台風、豪雨等が全国を襲っています。全壊、半壊、一部損壊を含めて実に18万5756棟もの被害です。

そのほかに、東日本大震災で今もなお13万人の方が避難生活を送られています。今後の生活と、そして住宅の再建の上で消費税の10%というのが重くのかかってくるわけであります。

そこで、財務省にお伺いします。消費税の増税というのは、家も失った、そうした被災者にも例外なく課税されてまいります。家となりわいの再建で、この被災者の消費支出にかかわる上で減免制度というのはあるんでしょうか。

(財務省主税局長)

お答えいたします。

消費税は、消費一般に広く公平に負担を求める税でございます。取引段階ごとに、前段階で負担した税額を控除する仕組みとなっております。こうした消費税の性格や仕組み

に鑑みまして、特定の地域や特定の方に配慮した措置は設けていないところでございます。  
以上でございます。

そうなんです。厳しい制度なんです。

総務省にもお伺いします。例えば、自治体が、被災をされた方の消費税 10%の負担、その支出を軽減する措置をとる工夫は何かありますか。そういう施策はありますか。

(総務省自治税務局長)

お答え申し上げます。

税制という意味で、地方消費税制度においては、国の消費税と同様に、税の性格や仕組みに鑑みまして、特定の地域や特定の方に着目した特例措置といったものは講じられてはおりません。

その上で、例えば、地方団体の対応の中には、住宅再建時の借り入れに係る利子補給、住宅移転時の引っ越し費用補助などについて、消費税率引き上げに伴って、その影響を勘案して、それまでの補助額を増額した、そういった例があるというふうに承知をしているところでございます。

以上でございます。

要するに、この消費税の 10%を減免する制度はないんです。

例えば、熊本県の被災者が仮設住宅を出て、そして住む家を決めて、家具や調度品をそろえていく。一番物入りのときに高税率の打撃を受ける危険性があるわけです。私はこの法案に賛成ではありますが、1万円以上だからぜいたく品という訳ではないのです。衣食住のうちの「住」は、1万円以下で入手できません。この点、配慮が必要と考えますが、いかがでしょうか。

(財務大臣)

ご指摘の点には、非常に共感するところがございます。東日本大震災の被災者の住宅再建に関しましては、復興庁の事業と致しまして、住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対して、消費税の増税分を給付することで、被災された方々の負担軽減を図ろうとする制度を設けております。また、その他の被災者につきましても、被災者住宅再建支援法に基づく助成や政府系金融機関による低利融資などの施策により、適切に対応して参りたいと存じます。

なお、事業者に関して申し上げますと、災害によって納税者がその財産に相当ないわゆる被害、損失を受けた場合におきましては、その納税者御自身の方から申告があった場合ですけれども、法令に基づいて最大で 3 年間、いわゆる消費税を含みます全ての国税については納税を猶予ということはできることになっております。

また、消費税法では、災害で被害を受けた課税期間というのがありますので、その期間の間に提出しなければならない書類とか帳簿書類が消失したとか紛失したとか水浸しになった等々いろいろあろうかと思いますが、そういった場合、当然のこととして書類があり

ませんので、特別に時期をずらせるという特例制度が設けられております。

いずれにいたしましても、災害による被害を受けられた方、その置かれました状況等々に鑑みまして、私どもとしては十分に対応させていただきたいと存じます。

消費税の累進課税というアイデアは良いですし、景気動向に振り回されて税率引上げを遅らせてはなりません、杓子定規な対応にならないようお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

### 会派③ 甘党 質疑

甘党の〔C1 〕です。

まず、この法案は、この国を破滅に導く改悪法案であることを指摘しておきます。

#### ○ 法案の欠点について

2014年4月からの消費税5%から8%への増税は家計に重くのしかかりました。にもかかわらず、政府の作成する予算は、その苦しい家計に更に社会保障の国民負担増と給付削減の追い打ちを掛ける一方で、大企業には法人税や研究開発税制の減税で大盤振る舞いをするなど、国民の暮らし圧迫、大企業優遇の予算でした。

国民には負担増、大企業には負担減という政府の経済政策そのものが消費を冷や込ませ、景気を停滞させていることを大臣はお認めになりますか。

#### (財務大臣)

御指摘の消費税率の引上げは、社会保障制度をしっかりと次世代に引き渡すとともに、健全財政による国の信認を維持していくためのものです。増収分は、全額社会保障の充実、安定化に充てられます。法人税の減税については、法人実効税率を20%台にまで引き下げると同時に、政策減税や大企業の欠損金繰越控除制度等を見直し、特に大企業の課税ベースの拡大に取り組んできています。研究開発税制についても、利用件数を見ると、大企業だけでなく中小企業も含め幅広く利用されています。個人消費も、過去最高水準の企業収益を雇用の拡大、賃金の上昇につなげることにより、経済の好循環が生まれる中、三四半期連続で前期比プラスとなるなど、総じて見れば底堅い動きとなっています。

こうした状況を更に推し進めるため、一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジである働き方改革を断行します。同一労働同一賃金を実現し、正規と非正規の労働者の格差を埋め、若者が将来に明るい希望が持てるようにすることにより、中間層が厚みを増し、より多く消費することにつながると考えています。今後とも、あらゆる政策を総動員し、成長と分配の好循環をつくり上げてまいります。

しかし、配当や役員報酬も前年度を上回ったものの、従業員1人当たりの賃金は減少しているのが現実です。大企業がもうかれれば家計に回るというトリクルダウン政策の破たんは明白です。格差はますます拡大しています。

そうした中、消費増税を行えば、家計に直撃することは明白です。消費増税が全ての子育て世帯の経済負担を増加させるという資料が平成24年に財務省から出ております。児童手当制度に戻したことで、実質手取り額の減少が起き、復興増税による所得税、住民税の負担増がある。そこに消費増税もある。これを全部足すと、子育て世帯にどのくらい負担増になるとお考えですか。

#### (財務大臣)

復興のための税制措置と消費税率が5%から10%に上がることによる負担増、それから、

児童手当への移行による手取り額の変化を、単純に合算すると負担増は幾らになるのかというお尋ねだと理解いたしました。

夫婦と小学生お一人の世帯では、300万円の年収で年間8万円程度の負担増、年収500万円で年間12万円程度、年収800万円で年間22万円程度と見込まれます。

しかしながら、これらの負担増は世帯構成によって大きく変化いたします。

夫婦と仮に中学生お一人の世帯にこれを当てはめると、300万の年収の方は年間2万円、年収500万の方で6万円程度、年収800万の方で16万円程度と見込まれますので、これは減っていきます。

また、夫婦と中学生二人にこれを置きかえた場合はどうかというと、年収300万の方では、むしろ年間3万円程度の負担減に逆転をいたします。

さらに、高校生のお子様がいる世帯において、高校の実質無償化の導入等による負担の変化も加味して考えますと、例えば年収500万円の夫婦と中学生お一人、高校生一人の世帯を例にとりますと、扶養控除の縮減と児童手当及び高校実質無償化によるネットで15.5万円の負担減になるということもあります。

ですから、いろいろ家計を直撃だ直撃だとお叱りを受けますが、負担が軽くなるという例もあるわけですので、先生の御指摘は当たらないのではないかと思います。

部分的にプラスになるところを無理に合わせると、そういうふうな家計もある。しかし、都合の良い数字だけ並べて批判は当たらないとするのは答弁として不誠実だと言わざるを得ません。

特に、保育園児とか学齢期前の子どもとか、一番若くて子育てのために大変な負担のかかる世代に対してぐっと重くかかってくるということは事実であります。そういう点をよく見ないと、何かいいところばかりとってきて説明しても通用しません。

流行語大賞にもなりました「保育園落ちた日本死ね」という悲痛な叫びはちゃんと政府に届いているのでしょうか。

(厚生労働副大臣)

お答えいたします。

何が必要かを一言で言えば、こういう言葉が流行語大賞に選ばれないような子育てに優しい社会に日本が一日も早くなるということだろうと思います。

そんな当たり前のことは聞いておりません。現に待機児童が解消することが必要な訳です。一億総活躍といいながら、活躍できない人がいることをちゃんと理解すべきです。どうですか。

(厚生労働副大臣)

これまでも待機児童の受皿の拡大に努めてきているところでございますが、まだ相当数の待機児童がおられます。政府としましては、引き続き、こうした保育所の整備、そのための保育士の確保を含めてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

保育士の処遇改善につきましては、新たに2%相当の処遇改善を行うとともに、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能、経験を積んだ職員について、競合他産業との賃金差がなくなるよう処遇改善を行います、そして、それらは財源を確保しつつ2017年から実行します。

子供の面倒を見てもらっている保育園の先生方が自分の家族が持てない、そのぐらい低い給料だという声が上がっているんですね。目指すべきはやはり他業種並みの賃金水準のはずだと思うんです。政府案では、焼け石に水だと思います。

### ○マイナンバー問題

時間もありませんので、マイナンバーの問題に移ります。個人情報保護への対策が後回しになっているんじゃないかということで危惧の声が上がっている特別徴収の問題について、質問致します。

事業者には、市町村から、特別徴収義務者として住民税などを天引きするために、特別徴収税額通知書が送付をされます。その通知書に、今回から個人番号が一斉に印字されて送られようとしております。

それをめぐって、中小零細業者の皆さんや保険医団体の皆さんから、非常に困っている、中止してほしいという要望が総務省の方にも寄せられているということも聞きましたけれども、どんなことに事業者の皆さんは困り、要望が上がっているのか、そういう御要望の声の中身について御紹介いただきたいと思っております。

(総務省自治税務局長)

お答えいたします。

今御紹介がありました特別徴収義務者の方に、課税当局であります市区町村の方から今回通知をされるということになってくるわけですが、そのマイナンバーの取り扱いをめぐりまして、これは番号法、そしてそれに基づきますガイドラインがございますが、そういったいわば責務をしっかりと果たす必要があるわけございまして、その点について不安をお持ちのお声があるというふうに承知しているところでございます。

以上でございます。

ガイドラインを守らなければいけないということとの関係では、ガイドラインにどんなことが求められていて、そして、では、それとの関係でどんなことを困っているのかという点ではもう少しいかがでしょうか。

(総務省自治税務局長)

お答えいたします。

ガイドラインにおきましては、安全管理措置の内容ということで、基本方針の策定、あるいは取扱規程といったものを策定しなければいけない、組織的安全管理措置について置かなければいけない、それらについてのその組織体制を整備する等々の内容、あるいは、

人的安全管理措置といったようなことで、事務取扱担当者の監督等々、規定があるというふうに承知しているところでございます。

以上でございます。

マイナンバーをめぐっては、事業所単位で見えますと、行政ではなくて民間の他人には知られたくないというふうに思っている人も事実おられます。それは企業の責任ではないと思います。

しかも、ここに個人番号を書かなくても、特別徴収の天引き事務はできるじゃないかという声が上がっているわけですがけれども、当然だとは思いませんか。

(総務省自治税務局長)

お答えいたします。

番号法が目的といたします公平公正な課税につながるということで、そういったことを期待しまして、個人住民税の税務手続を通じて事務の効率化につなげていく、こういう考え方がまず一つございます。

それから、今の御懸念、るるあろうかと思えますけれども、そういった意味で、特別徴収義務者用の特別徴収税額通知へのマイナンバーの記載につきまして、特別徴収義務者及び市区町村に対しまして、私どもとしても、引き続き、制度の趣旨を丁寧に説明するとともに、この5月の事務の実施に向けて、御理解と御協力を求めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

間に合わない事業者の人で言っている人がいるわけですから、説明を幾らしてもだめなんです。時間ですので、最後に大臣から一言お願いします。

(総務大臣)

そもそもマイナンバー制度ができたのは、税、社会保障、災害ということでマイナンバーを使う対象を限定して、公正公平な負担を実現する、公正公平な社会を実現する、本当に支援が必要な方々のところに支援の手が差し伸べられるように、そういう社会をつくるために、長い期間をかけて議論を積み重ねてきた制度でございます。

この中でやはり公正公平な社会をつくる、本当に必要な方に福祉の手が行き届く、そして災害のときに多くの方が救われる、そういう社会をつくらなければならないわけです。

確かに、今おっしゃったような負担感というものは当初はあるでしょう。そのために、一部の手続においてマイナンバーの記載を要しないよう見直しを行ったものでございます。

多くの方にやはりきちっと御理解をいただき御協力をいただくということが、最終的には、税金の節約にもなる、行政の効率化にもなる、公正公平な社会づくりにもなると思いますので、丁寧な説明に努めてまいりたいと思っております。

時間が参りましたので、これで終わりますが、そもそも消費税は戦争財源のための税制です。マイナンバーで個人情報管理し、貧困層を増やして経済的徴兵制を敷き、共謀罪で反対分子を取り締まる。そのための消費税増税である

ことは明らかです。もはや超えてはならない一線を超えた法案であることを申し上げまして質問を終わります。

## ⑦ 委員会における反対討論

〔手をあげて「委員長」と呼ぶ。〕

私は、「甘党」を代表いたしまして、ただいま議題となっております「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案」に対し、反対の立場から討論をします。〔同じ会派委員、拍手〕

現政権の経済無策により、個人消費は2014年度に続き15年度も前年比マイナスに落ち込みました。個人消費が二年連続マイナスというのは戦後初めてのことです。内閣府が先月発表した2016年10～12月期の国内総生産によると、個人消費が1年ぶりにマイナスになるなど、内需は依然さえない状況にあります。一方で、資本金10億円以上の大企業の内部留保は前年度を13.5兆円上回る313兆円と、史上最高額となっています。現政権の無策ぶりは、まるで酔っ払いが裸で楽しそうに走り回っているようで、見るに耐えないものがあります。

その上で提出されたこの法案が、矛盾に満ちた欠陥法案であることは、すでに委員会質疑において明らかにされてきたといっても過言ではないでしょう。非常に危険な法案なのです。〔同じ会派委員、拍手〕

第一に、個人消費をさらに冷え込ませて、経済を疲弊させることが明らかだということです。憲法で保障された財産権を個人から奪いかねない事態になることは明らかです。〔同じ会派委員、拍手〕

第二に、ますます中間層の厚みが失われ、少数の富裕層と大多数の貧困層という格差社会をさらに増幅させてしまうのは確実です。これも憲法が保障する生存権を積極的に侵害するものであり、絶対に許されるものではありません。〔同じ会派委員、拍手〕

第三に、制度導入の前提となるインボイスにしてもマイナンバーにしても、情報漏洩や目的外使用の危険性が非常に高く、個人管理をますます強化する監視社会を生み出すこととなります。まさに憲法上の情報プライバシー権を侵害するものであり、個人の尊厳をないがしろにする法案といえるでしょう。〔同じ会派委員、拍手〕

以上の理由から本法律案に反対することを表明し、討論といたします。ありがとうございました。〔同じ会派委員、拍手〕

## ⑧ 委員会における賛成討論

〔手をあげて「委員長」と呼ぶ。〕

私は、「えいやあ党及びグラニュー党」を代表いたしまして、ただいま議題となっております「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案」に対し、賛成の立場から討論をします。〔会派①、会派②委員、拍手〕

この法案が成立することで、これまで景気への配慮から再延期されてきた消費税率の引上げが実現し、均衡的かつ安定的な財源による社会保障制度の形成に向けて大きな一歩となることは間違いありません。〔会派①、会派②委員、拍手〕

賛成する第一の理由は、消費税の累進課税制度という画期的な方法により、軽減税率のような複雑な仕組みを導入することなく、公平で公正な課税制度が実現することにあります。しかも、消費額によっては現在より税額が低く抑えられることとなりますが、生活必需品の支出にあたり家計への負担を軽減することに反対する人はいないものと思われまます。〔会派①、会派②委員、拍手〕

そして、第二の理由は、消費者の工夫によって、税額を抑えることができる制度であることも自由主義経済において重要な要素であるからです。貧困層に対する補助金にしても、軽減税率の導入にしても、公権力の判断は避けられず、余計な官僚機構を生み出すだけのことです。それに対して、本法案の累進課税制度は、消費者一人ひとりが選択可能な仕組みとなっており、低コストで効率的な徴税を可能にするものです。〔会派①、会派②委員、拍手〕

第三の理由は、長年の懸案であったインボイス制度の導入を推し進める契機となることです。ICT 技術の進歩で、従来の帳簿方式に代わり、一つ一つの取引について記録をすることが、安いコストと少ない手間で行えるようになりました。これを広く普及し、世界にその技術を広めれば、新たなビジネスチャンスにもなることでしょう。〔会派①、会派②委員、拍手〕

以上の理由から本法律案に強く賛成することを表明し、討論といたします。ありがとうございました。〔会派①、会派②委員、拍手〕

## ⑨ 附帯決議案

私はただいま可決されました「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案」に対し、えいやあ党、甘党及びグラニュー党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

-----

世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の<sup>せこう</sup>施行にあたり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用にあたっては万全を期すべきである。

一 社会保障給付とこれに要する費用の負担の在り方については、受益と負担の適切な関係の確保、社会保障給付における均衡の確保及び国民の負担の適正化と負担の公平を図り、全体として均衡と整合性がとれたものとするよう引き続き努力すること。

二 一層の行政改革を推進し、消費税率を必要不可欠な水準にとどめるよう努力すること。

三 社会保障制度に対する国民からの信頼と納得を得るため、社会保険と税との関係及び国の財政と地方財政との関係を含め、社会保障に関する総合的な収支を区分して管理するとともに、社会保障給付の内容ごとに受益と負担の関係を国民に対して透明性をもって明確に開示するための取組を行うこと。

右決議する

-----

何卒皆様のご賛同を賜わらんことをお願い申し上げます。

## ⑩ 附帯決議に対する大臣発言

ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと存じます。

## ⑪ 議長用台本

[大臣（G1）はひな壇に着席して待つ。]

—————入 場—————

[議長下手（向って左手）より入場。]（〔場内拍手〕）

[議長登壇。一礼して、議長席に着く（議長らしい威厳を保つ）。]

—————

[議長、ギャベルを2度叩く。]

—————開 議—————

「これより会議を開きます。」

—————日程の宣告—————

「日程第一 世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案、内閣提出、衆議院送付。」

—————

「まず、委員長の報告を求めます。」

「社会保障と税の一体改革に関する特別委員長〔X 〕君。」

—————委員長報告—————

（〔場内拍手〕）

（〔委員長下手より登壇。議長に一礼して演壇に進む。議場に向かって一礼（〔場内拍手〕）。

報告書朗読〕）

—————

（〔場内拍手〕、委員長は、議場に向かって一礼して、上手より議席に戻る。途中、議長に一礼。議長は委員長が議席に戻るまで待つ。）

—————討 論—————

「本案について討論の通告がございます。発言を許します。」

「〔C2 〕君。」

—————

（〔場内拍手〕）

（〔 C2 〕君下手より登壇。議長に一礼して演壇に進む。議場に向かって一礼（〔場内拍手〕）。討論文朗読。）

—————

（〔場内拍手〕、〔 C2 〕君は、議場に向かって一礼して、上手より議席に戻る。途中、議長に一礼。）

（議長は〔 C2 〕君が議席に戻るまで待つ。）



## ⑫ 本会議における委員長報告

〔委員長下手から登壇。〔場内拍手〕議長席手前で一礼、演壇で議場に対して一礼し、報告書朗読〕

-----

ただいま議題となりました法律案につきまして、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度の構築及び税制の抜本的な改革の一環として、消費税率の累進課税方式の導入等を行うため消費税法及び地方税法の一部を改正することを目的とするものであります。

委員会におきましては、法案提出の背景、地方税における消費税率の意義、社会保障制度改革に向けた政府の取組み、法案の課題等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、

〔甘党〕を代表して〔C3〕委員より反対する旨の意見が、〔えいやあ党及びグラニュー党〕を代表して〔A2〕委員より賛成する旨の意見が、それぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

-----

（〔場内拍手〕、委員長は、議場へ一礼、議長に対して一礼し、上手から議席に戻る。〔場内拍手〕）

### ⑬ 本会議における反対討論

〔下手より登壇。議長席手前で一礼、演壇で議場に対して一礼して討論〕〔拍手〕

-----  
私は、「甘党」を代表いたしまして、ただいま議題となっております「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案」に対し、断固反対の立場から討論を行います。〔拍手〕

そもそもこの法案は、政府の経済政策の失敗を覆い隠し、財源不足を庶民に肩代わりさせるためのものと言えるでしょう。財政出動や金融政策などにより様々な景気刺激策が取られてきましたが、消費増税により個人消費はますます落ち込み、回復の兆しは見られません。その一方で、企業には減税をし、内部留保をたんまりとため込むことを認めるなど、相変わらず庶民いじめの政治を平気で行っています。〔拍手〕

戦後、日本の社会保障は多くの部分を企業が担ってきました。ところが、新自由主義的なグローバル経済の影響で、企業が社会保障負担を嫌がり、国がそれを肩代わりするために大規模な財源が必要になったのが今日の社会保障改革の実態なのです。要するに、消費増税などしなくても、膨大な軍事費を削減し、大企業の内部留保を適切に投入すれば、安心した暮らしの財源は十分に賄えるのです。〔拍手〕

消費税は逆進的な最悪の生活費課税です。複雑な納税義務の負担を増やし、価格転嫁できなくても納税させられるなど憲法の保障する営業の自由を侵害する営業破壊税です。これ以上の消費税率の引き上げは深刻な不況をますますひどくします。また、消費税を容認するような風潮は決して見過ごすことができません。というのも、ヨーロッパでは、第一次世界大戦中のドイツが1916年に戦費調達税として始めたのが消費税だからです。日本でも中国侵略の財源として、1936年に一般消費税が立案され、多くのアジアの人々を苦しめる契機となったことは良く知られています。消費税は平和憲法に反する庶民いじめの悪税制であり、直ちに廃止すべきなのです。〔拍手〕

次に、この法案の問題点を挙げていきたいと思います。まず、ほとんどが数字のトリックで出来上がった、嘘の固まりと言わざるを得ません。軽減税率の導入を拒否しつつ、工夫次第で現在よりも消費税が安くなるなどと吹聴していますが、それでも食料品などの生活必需品に税金がかかる事実を変えられません。例えば、カナダでは食料品は非課税扱いです。生活必需品に配慮した累進課税制度だとしたら、どうして1000円以下の買い物を非課税扱いにしないので

しょうか。これは、ちょうど腕をつねっている間に、注射を打つようなもので、ごまかし以外の何ものでもありません。法案の立案者は、我々庶民をだませるとでも思っているのでしょうか。〔拍手〕

また、生活に不可欠な三要素である衣食住の「住」に対する配慮に欠けるのもこの制度の特徴です。特に、災害の被災者が住宅を再建しようとした場合、有無を言わずに最高税率 10%が、のしかかってくることとなります。簡単な雨漏りの修理でも、1万円を下回ることは考えられませんので、やはり増税から逃れられないこととなります。このような傷口に塩を塗るような仕打ちをする政治は直ちに退場するべきです。〔拍手〕

そして、何よりも消費税率の引上げに歯止めがかからないことが問題といわざるを得ません。この点、消費税の財源は社会保障目的に限定するとはされていますが、本来は消費税以外の財源で社会保障に回すべき財源が不必要な支出に用いられているだけのことで、そうした水がめの穴が開いたままでは、いくら水を入れても足りない状態は続くこととなります。ゴミ処理費用の名目で 8 億円も国有地を安く払い下げるような、いい加減な財政運営を止めることの方が先決ではないでしょうか。〔拍手〕

近年の政権は、教育勅語のような国粹主義的精神論を重んじる傾向にあります。この法案でも「欲しがりません、勝つまでは」とか「進め一億火の玉だ」と、個人主義を否定して自己犠牲を強いるような姿勢が垣間見えるのです。明治以来築き上げてきた法治国家、文明国家としての伝統を捨てて、野蛮な未開国家への道をひた走っているように思えてなりません。強く反省を促します。〔拍手〕

法案の立案者の真の狙いは、全体主義的な軍国主義を復活させ、日本を戦争のできる国に変えていくものであることは明らかです。もし、このことに立案者が気づいていないのだとしたら、それは余程視野の狭いマヌケな情報弱者であると言わざるを得ません。〔拍手〕

悪魔は正義の味方の皮を被ってやってきます。是非とも、この法案を廃案とし、今一度、真に国民のためになるような制度を作っていこうではありませんか。〔拍手〕 与党議員の皆さんにも呼びかけたい。参議院の良識を示すときではありませんか。〔拍手〕

以上の理由から本法律案に反対することを表明し、討論といたします。ありがとうございました。〔拍手〕

-----  
(議場へ一礼。〔拍手〕 上手に進みながら振り返り、議長に対して一礼し、議席に戻る。)

## ⑭ 法律案

世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案（第 193 回国会閣法▲▲号）

SFC 模範議会プロジェクト 2017

2017-03-20 版

※ 法律案及び関連資料は、以下のページを参照してください。

<http://web.sfc.keio.ac.jp/~junta/pub/gikai/170321gikai/index.html>

この法律案は、平成 28 年度秋学期 SFC リーガルワークショップの授業内で学生が作成したものを、平成 29 年度 SFC 憲法（統治）における模範議会 2017 用アレンジしてあります。なお、この企画は、法律案に含まれる内容について賛否を主張することを目的とするものではありません。

<http://web.sfc.keio.ac.jp/~junta/>